

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年 分
(令和 年 月 日開催分)

(ふりがな) こんのみなここうえんかい

1 政治団体の名称 今野美奈子後援会

2 主たる事務所の所在地 山形県鶴岡市文園町14番29号

3 代表者の氏名 鈴木 光市

4 会計責任者の氏名 今野 修

事務担当者の氏名 今野 修

(電話) 0235-23-8459



政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☒ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
公職の種類
区分 ☐ 現職 ☐ 候補者等
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類
区分 ☐ 現職 ☐ 候補者等

資金管理団体の指定の期間			
令和 年 月 日から			
令和 年 月 日まで			

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間			
令和 年 月 日から			
令和 年 月 日まで			

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	684,120 円
(前年からの繰越額)	684,120
(本年の収入額)	0
支 出 総 額	4,161
翌 年 へ の 繰 越 額	679,959

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	円
員 数	人

(2) 寄附		
ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	円	
(うち特定寄附)	()	
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小計 (ア)+(イ)+(ウ)		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	()	
イ 政党匿名寄附		
合計 (ア+イ)		

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1)人 件 費	0	
(2)光 熱 水 費	0	
(3)備品・消耗品費	4,161	
(4)事 務 所 費	0	
小 計	4,161	
2 政治活動費		
(1)組織活動費	0	
(2)選挙関係費	0	
(3)機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア機関紙誌の発行事業費	0	
イ宣伝事業費	0	
ウ政治資金パーティー開催事業費	0	
エその他の事業費	0	
(4)調査研究費	0	
(5)寄附・交付金	0	
(6)その他の経費	0	
小 計	0	
合 計	4,161	

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	☐	☒	
イ 建物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金銭信託	☐	☒	
キ 有価証券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 2 日

政 治 団 体 の 名 称

今野美奈子後援会

会 計 責 任 者 の 氏 名

今野 修

※ 代 表 者 の 氏 名

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。